平成２６年（フ）第９５５号
神奈川県藤沢市石川２丁目５番地の16
破産者　株式会社エクセルブレイン
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７２号
横浜市鶴見区矢向６丁目４番２号201号
破産者　株式会社クレアミックス
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
岐阜県美濃市前野64番地
破産者　株式会社中日本食品
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４４号
岐阜市六条福寿町15番20―202号　ハイツアドニス
破産者　オートギャラリーツチヤこと　土屋　栄自
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
岐阜市中鵜３丁目31―１　アーバンクレスト405号室、住民票上の住所岐阜市長良福光2242番地３
破産者　村山　勝美
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
三重県松阪市駅部田町55番地　エスポワール中野１Ｂ
破産者　徳田　正幸
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２７５号
三重県四日市市西富田町265番地４、旧住所三重県四日市市下之宮町127番地５
破産者　芝田　光浩
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
三重県四日市市楠町南五味塚1136番地１
破産者　堀口　　勉
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
三重県四日市市高砂町８番29号、前住所石川県金沢市泉本町７丁目10番地53
破産者　廣田　祐二
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
三重県桑名市大字東金井242番地
破産者　笠井　美好
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８号
京都府福知山市昭和町64番地
破産者　株式会社オーエス・ジェイ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２号
大分県日田市大字高瀬239番地15
破産者　古賀たまみ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第９７６号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番21―303号
破産者　藤川絵里香
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３６号
群馬県渋川市北橘町八崎506番地４
破産者　黒須　幸江
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５８０号
埼玉県川口市大字源左衛門新田218番地の１　大塚ハイツ205号
破産者　大野　利一
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３５号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目６番４号　Ａ―201
破産者　山上　宏美
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８９号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目７番29―517号、開始決定時の住民票上の住所横浜市保土ケ谷区常盤台31番10号
破産者　張間　浩明
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８１号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目４番10号　大石荘１―１
破産者　高根　精一
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９３号
川崎市川崎区殿町２丁目２番２号　ソレイユ水菊202号、開始決定時の住所川崎市川崎区大師河原１丁目４番16号
破産者　伊藤　　進
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
川崎市多摩区菅６丁目７番14―201号、前住所川崎市多摩区菅６丁目４番12―603号
破産者　三上　　驚
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係